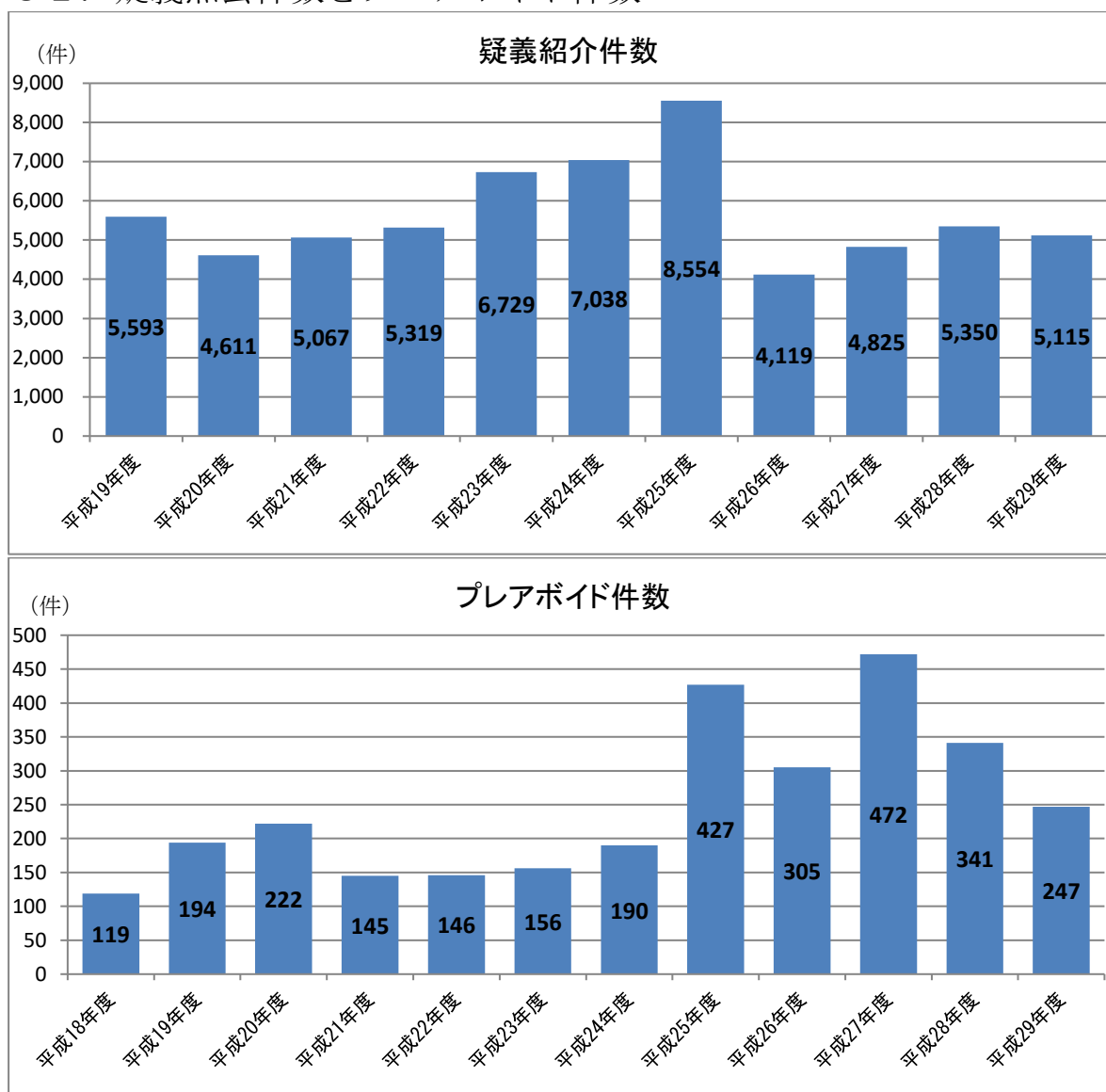


8 2. 疑義照会件数とプレアボイド件数



薬剤師法第 24 条には、「薬剤師は、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師、歯科医師、または獣医師に問い合わせを行い、その疑わしい点を確認した後でなければ、調剤してはならない。」と規定されており、薬剤師は疑義照会を行っている。

薬剤師が薬学的知見から疑義照会を行うことや処方提案を行うことで、薬物療法における患者の不利益を回避、軽減させることがあり、このような事例を「プレアボイド事例」という。これらの件数は、薬剤師がインシデントを回避している事例と言える。平成 26 年度より院内の同意を得て、一部調剤方法の変更は疑義照会なしで薬剤師が対応することになり件数は激減した。プレアボイド件数は、300 件程度あり、質の高い薬物療法の提供に寄与していると思われる。